

令和4年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会

総務管理課

12月23日（金）、令和4年第3回定例会が開催されました。



認定

令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定

令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算が認定されました。

決算認定とは、歳入歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査したうえで、収入・支出が適法かつ正当に行われたことを確認することをいい、監査委員の審査意見を付けて、次年度の当初予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならないものとされています。

質疑

質疑とは、議案に対する疑問点をたずねるために行われるものです。



寝屋川市ねやがわ未来議員団
馬場 才

質疑

令和3年度歳入歳出決算書の諸収入の「雑入」の内訳をお伺いします。

答弁

主な内訳は、枚方市に対して地方自治法第 252

条の 17 第 1 項の規定に基づき派遣している職員 2 名分の人件費相当額として枚方市から 18,347,202 円を収入しています。その他、防火管理講習のテキスト代、自動販売機の電気代、中振ポンプ車事故和解金などです。

質疑

地方自治法の規定に基づく派遣の効果について説明願います。

答弁

本消防組合と構成市の連携を深め、危機管理体制の強化等を図ることを目的に実施しているものです。

質疑

委託料の主な支出についてお伺いします。

答弁

主な内訳は、消防情報システム保守委託料 61,237,770 円、枚方市・寝屋川市 3 署受付業務委託料 38,695,254 円、消防救急デジタル無線保守委託料 23,015,520 円、庁舎清掃委託料 21,925,200 円などです。

議案

令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）を可決

「令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）」案が原案のとおり可決されました。

今回の補正予算の主な内容は、令和5年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続きを行う必要がある経費につきまして、債務負担行為の設定を行ったものです。

枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正を可決

「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正」案が原案のとおり可決されました。

今回の改正は、令和4年人事院勧告及び構成市

の改正に準じ、給料月額及び一時金に係る手当の支給率の改定を行ったものです。

勧告の主な内容は、公務員の給与水準が、民間給与を下回っていたことを踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を上げるとともに、勤勉手当についても、民間事業所における特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数を 0.1 月分引き上げるものです。

枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正を可決

「枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正」案が原案のとおり可決されました。

枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正を可決

「枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正」案が原案のとおり可決されました。

今回の改正は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しが市域境界線を越えて行われる場合において、火災予防上合理的な関連性が認められるときに、この条例を市域外にも適用するものです。

質疑



寝屋川市ねやがわ未来議員団
馬場 才

質疑

①指定催しの基準、②今年度指定を行った「水都くらわんか花火大会」における枚方市域と高槻市域のそれぞれの出店店舗数、③煙火消費の許可権者、④過去の指定された催しについてお答えください。

答弁

①100 店舗を超えかつ 10 万人以上の人出が予想されるもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると署長が認めるもの、②枚方市域に 41 店舗、高槻市域に 69 店舗、③今回の煙火消費の打上げ場所である高槻市の煙火消費の許可権者は大阪府知事、④令

和 4 年 9 月に開催された水都くらわんか花火大会の 1 件のみです

質疑

今回の条例改正を行うにあたり、高槻市と調整を図ったか、条例改正の施行前、施行後で費用面・責任の所在について影響はあるのでしょうか。

答弁

今回の条例改正は、火災が発生した場合に重大な被害を与えるおそれがあると予め把握しているにもかかわらず、市境界線を跨っているとの理由から、指定催しとして指定しないことによる本消防組合の不作为を問われないためでもあり、高槻市との事前調整が必要なものではありません。

費用面及び責任の所在についても、本条例改正が影響を及ぼすものではないと認識しています。

質疑

高槻市以外の隣接都市で同様の大規模な屋外での催しが開催された際も、条例の適用が適用されるのか、条例改正によって高槻市域に出店された店舗から火災や爆発事故が発生した場合、本消防組合に責任が生じることはないのでしょうか。

答弁

合理的な関連性があれば、本条例定めに従って適用をします。また、火災や事故が起きれば、その責任は失火者にあります。加えて、今回、条例改正を行う指定催しの指定は、店舗出店者に対して、火災予防上の制限をかけたたり、指導を行うものであり、新たに権限を付与する類いのものではないため、それにより、枚方寝屋川消防組合に責任が生じることはありません。

財産（防火衣）の取得について可決

「財産（防火衣）の取得について」が可決されました。

今回の議案は、新人職員等を対象とした防火衣の貸与及び更新について、採用人数の増加及び物価高騰等により予定価格が 2,000 万円以上となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

一般質問

一般質問とは、議員が消防行政に対する疑問をただし、執行機関の見解を求めるとともに、自己の意見を述べるものです。

ドクターカー、署所の整備について



枚方市日本共産党議員団
松岡 ちひろ

質 問

ドクターカーについて、消防からの連絡を受け、病院所有の緊急自動車に医師及び看護師が同乗し、重症の傷病者を救命するラピッドレスポンスカーを導入することはできないのでしょうか、また、運用時間帯拡充に向けて、消防組合として今後どのようにお考えなのかを伺います。

次に、本消防組合の昭和 40 年代から 50 年代に建設された署所はいくつあるのか、署所の配置の考え方、今後の整備計画について伺います。

答 弁

ラピッドレスポンスカーは、重篤な救急患者に対応する高度な救命救急医療を担う三次救急医療機関が実施していることが一般的であることから、様々な課題があります。ドクターカー運用時間帯の拡充は更なる効果につながることから、引き続き、関西医科大学附属病院に働きかけます。

本消防組合 18 署所のうち、枚方消防署と寝屋川消防署は、昭和 40 年代に建設され、建設後 50 年以上経過しています。また、昭和 50 年代に建設された出張所につきましては、枚方市域では楠葉、川越、阪、長尾、氷室出張所の 5 か所、寝屋川市域では三井、神田、南、西出張所の 4 か所です。

本消防組合では、火災をはじめ各種消防事故に対して、5 分以内で災害現場に到着することを目指す「5 分消防」の考え方のもと署所を配置しています。

署所の整備は、構成市と調整しながら、今後の人口減少や災害状況など社会情勢の変化も視野に入れた中長期的な計画を策定していきます。

質 問

ドクターカーの運用時間帯拡充については、相

手がいることですから簡単なことではないとは思いますが、市民の皆さんの命に直結することですので、引き続き、関西医大附属病院に働きかけていただきますよう要望します。

署所の整備については、管内の多くの署所が建築からかなりの年数が経過しているということで、老朽化などが心配です。特に、平成 30 年に発生した大阪府北部地震において枚方消防署がひび割れなどの被害を受けたと聞きましたので、早急に建て替えを進めていただきたいと思います。

一方で、同時期に署所を整備するとなると、多額の経費がかかると考えられますので、老朽化具合などを調査したうえで、優先順位をつけて整備を進めていっていただきたいと思います。

先日の行政視察で堺市総合防災センターを視察させていただいたときに、最も印象的だったのは本物の火を使った実火災訓練施設です。

以前の議会で「職員の災害対応能力を向上させるための訓練施設の在り方について考え方を整理する」とのご答弁がありましたが、署所の整備とともに訓練施設の整備についても検討しているのでしょうか。

答 弁

本消防組合では、災害件数が減少している一方で、職員の大量退職に伴って若手職員が増加しており、現場経験の不足による災害対応力や安全管理面の低下が懸念されています。

職員の災害対応能力を向上させるために、実火災訓練施設や煙中・熱気訓練などが実施できる訓練施設と消防署が一体となっている施設が必要であると考えています。

今後は関係機関と協議し、堺市総合防災センターなどを参考にしながら、署所の建て替えとともに、訓練施設の整備を進めたいと考えています。

質 問 (要望)

現場経験の不足の懸念があるということですが、令和 3 年の大阪市此花区の大規模倉庫火災や、北新地のビル火災など思いもよらない火災が発生しています。訓練施設の整備を速やかに進めていただきたいと思います。また、消防署と訓練施設が一体となっていることは当然であり、職員の災害対応能力の向上を要望します。

議決結果一覧

予算・決算関係	令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定	認定
	令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	可決
条例の一部改正	枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	可決
	枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	可決
	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	可決
財産の取得	財産（防火衣）の取得について	可決